

川崎市立向丘小学校 P T A 規約

第 1 章 名称及び事務所

第 1 条 この会は川崎市立向丘小学校 P T A と称し、事務所を本校内におく。

第 2 章 目的

第 2 条 この会は保護者と教職員とが互いに協力して会員相互の教養の向上と親睦を図り、家庭・学校・社会での児童の健全な成長を図ることを目的とする。

第 3 章 活動

第 3 条 この会は第 2 条の目的を達するために次の活動を行う。

1. 民主的教育の推進とその具体化を図るために必要な事項
2. 児童の教育・厚生・福祉の推進を図るために必要な事項
3. 教育的環境の整備を図るために必要な事項
4. 会員相互の教養を高めるために必要な事項
5. その他前条の目的達成に必要な事項

第 4 章 運営方針

第 4 条 この会は教育を本旨とする民主的団体として次の方針にしたがって活動する。

1. 児童青少年の教育ならびに福祉のために活動する他の団体又は機関と協力する。
2. 特定の政党や宗教に偏ることなく、また営利を主目的とするような活動は行わない。
3. 教育の向上のために意見や参考資料は提出するが、教育方針・学校管理や教職員の人事に干渉しない。

第 5 章 会員の組織及び地域区分

第 5 条 この会の会員は、この会の目的・活動内容に賛同する保護者と、本校の校長及び教職員で組織する。

1. この会は任意である。入会する者は別に定める入会届を提出する。
2. 退会は以下の通りとする。

(自動退会) 児童の卒業、または勤務校の移動により会員資格を失う者は自動的に退会とし、退会届提出の必要は無い。ただし児童の転出の場合は退会届の提出が必要となる。

(任意退会) 自由意思によって退会する者は、別で定める退会届を提出する。

第 6 条 この会は運営上、関係地域を次のように区分する。

- | | | |
|-----------|--------------|---------------|
| 1. 平 1 丁目 | 6. 神木本町 | 11. センチュリータウン |
| 2. 平 2 丁目 | 7. 五所塚 | |
| 3. 平 3 丁目 | 8. 高山団地 | |
| 4. 平 4 丁目 | 9. 東生田 3 丁目 | |
| 5. 平 5 丁目 | 10. 東生田 4 丁目 | |

その他増減については運営委員会にかけて処理する。

第 6 章 会計

第 7 条 この会の経費は、会費その他の収入をもって充てる。

第 8 条 この会の会費は、年額 3000 円とする。ただし、事情により運営委員会の議を経て会費の免除を行うことができる。また、月途中での転出入においては、1日でも在籍する場合は徴収するものとする。年度途中での転出や入会においては、月割りにて徴収・返金するものとする。

- 第 9 条 この会の会計は、一般会計と特別会計と積立金会計に区分する。特別会計と積立金会計の規定については別に定める。
- 第 10 条 この会の予算及び決算は、運営委員会の議を経て総会の承認を得なければならない。なお、決算については、会計監査を受けなければならない。
- 第 11 条 この会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 7 章 役員・会計監査 選考委員会

- 第 12 条 この会の役員・会計監査は次のとおりとする。
- | | | |
|------|-------|---------------|
| 会長 | 1 名 | (保護者) |
| 校長 | 1 名 | |
| 副会長 | 4 名以上 | (教頭 1 名を含む) |
| 書記 | 3 名以上 | (教務主任 1 名を含む) |
| 会計 | 2 名以上 | (保護者) |
| 会計監査 | 2 名 | (保護者) |
- 第 13 条 役員・会計監査は次の方法により選出する。
- 役員・会計監査候補を指名するとき選考委員会を構成する。
 - 選考委員の選出及び構成は次のとおりとする。
 - 各地区より 1 名、各学年より 1 名、教職員より 2 名、運営委員より若干名を選出し構成する。
 - 教職員 2 名は学校が選出する。
 - 選考委員は、総会において次期役員・会計監査が選任されるまで、その任にあたるものとする。
 - 役員・会計監査は、選考委員の推薦により指名総会の承認を得て選出する。
- 第 14 条 役員・会計監査の任期は当該年度（1 年）とする。
ただし再選をさまたげない。
- 第 15 条 会長に欠員が生じたときは、副会長が昇格する。
なお、会長以外の役員・会計監査に欠員が生じたときには、運営委員の中から補充し全会員に知らせる。
- 第 16 条 役員・会計監査の任務は次のとおりとする。
- 会長はこの会を代表し会務を統轄する。
 - 副会長は会長を補佐し、会長不在のときはこれを代行する。
 - 会計は金銭の収支を記録し、必要に応じて会計報告を行う。
 - 書記は会議の議事の記録、文書の管理、諸会合の通知その他の庶務を行う。
 - 会計監査は学期ごとに会計監査を行う。これを総会で報告する。

第 8 章 総 会

- 第 17 条 総会は全会員をもって構成するこの会の最高議決機関である。
- 総会は、定期総会、指名総会、臨時総会とする。また、このいずれも開催できない場合は書面総会を認める。
 - 定期総会は、年度初め、指名総会は年度末に、毎年各 1 回開催するものとし、会長が召集する。
 - 指名総会は、書面をもって行う、書面総会であることができる。
 - 臨時総会は、運営委員会が必要と認めたとき、会長は召集することができる。
- 第 18 条 総会は次の事項を議決又は承認する。
- 前年度事業報告及び収支決算報告（定期総会）
 - 当年度事業計画及び収支予算に関する事項（定期総会）
 - 次年度役員・会計監査の承認（指名総会）
 - 規約の改廃
 - その他の重要事項

第19条 総会は会員の5分の1以上（委任状を含む）の出席者をもって成立し、書面総会は会員の5分の1以上の書面提出をもって成立する。
議決はともに、出席者もしくは書面の過半数の同意を必要とする。
ただし、所定の用紙を使わない書面、期日までに提出がない書面、必要事項の記載が不十分な書面は無効とする。

第 9 章 役員会

第20条 役員会は、会長・校長・副会長・会計・書記をもって構成する。
第21条 役員会は、役員2分の1以上の出席をもって成立する。
第22条 役員会は、原則として毎月1回開催し、また必要に応じて会長が召集する。
第23条 役員会の任務は次のとおりとする。
1. 総会及び運営委員会に提出する議案ならびに運営に関すること。
2. その他、この会の運営に必要と認めたこと。

第 10 章 運営委員会

第24条 運営委員会は、役員・常任委員会（広報・厚生・校外安全）の正副委員長・学年代表委員会の委員をもって構成する。
第25条 運営委員会は総会に準ずる重要機関で、委員現在数の2分の1以上の出席をもって成立する。
第26条 運営委員会は、原則として毎月1回開催し、また必要に応じて会長が召集する。
第27条 運営委員会の議決は、出席委員の過半数を必要とする。
第28条 運営委員会の任務は次のとおりとする。
1. 総会の議決事項による会務を遂行する。
2. 常任委員会で立案した事業計画の審議調整。
3. 総会に提出する議案ならびに運営に関すること。
4. 特別委員会の設立に関すること。
5. その他、この会の運営に必要と認めたこと。

第 11 章 常任委員会

第29条 常任委員会は、広報・厚生・校外安全の各委員会とし、委員長がこれを召集する。
第30条 各常任委員会の委員の選出は次のとおりとする。
1. 校外安全・厚生の両委員会の委員は、地区ごとに若干名選出する。
2. 広報委員会の委員は、全学年より若干名選出する。
第31条 各常任委員会の正副委員長の選出は次のとおりとする。
1. 校外安全・厚生の両委員会は、各委員の中から互選にて選出し、任期は当該年度（1ヶ年）とする。ただし再選をさまたげない。
2. 広報委員会は、委員の中から互選にて選出し、任期は当該年度（1ヶ年）とする。ただし再選をさまたげない。
第32条 常任委員会の任務は次のとおりとする。

〈 名 称 〉	〈 任 務 〉
広 報 委 員 会	運営委員会の承認を得て機関紙を発行し、会員の協力と理解を高める。その他の広報活動にあたる。
厚 生 委 員 会	学校の環境整備に協力し、児童の福祉厚生を図る。
校 外 安 全 委 員 会	児童の校外の安全を保ち、地域の教育環境を良くする。

第33条 特別委員会設立の必要があるときは、運営委員会において協議しこれを構成する。
特別委員は、その目的により会員以外から選出されることをさまたげない。

第 1 2 章 学 年 代 表 委 員 会

- 第 3 4 条 この会の目的達成に協力するための組織として、学年代表委員会をおく。
- 第 3 5 条 学年代表委員会は、各学年の学年委員会の委員長とすみれ級委員長をもって構成される。
- 第 3 6 条 学年代表委員会の正副委員長は、各学年委員会の委員長の中から互選にて選出し、任期は当該年度（1ヶ年）とする。ただし再選をさまたげない。また、欠員が生じたときは選出母体から補充する。
- 第 3 7 条 学年代表委員会の任務は、次のとおりとする。
1. 学年代表委員長は、学年代表委員会を召集し、会議の議長となる。
 2. 学年代表副委員長は、委員長を補佐し事故のときは代行する。
 3. 学年代表委員は、運営委員会に常時出席し、学年委員会の諸事を報告する。
 4. その他、この会の運営に必要と認めたこと。

第 1 3 章 学 年 委 員 会

- 第 3 8 条 この会の目的達成に協力するための組織として、学年委員会をおく。
- 第 3 9 条 学年委員会は、各学年から選出された学年委員をもって構成する。
- 第 4 0 条 学年委員及び各学年の正委員長の選出は次のとおりとする。
1. 学年委員は、各学年の保護者より選出し、任期は当該年度（1ヶ年）とする。ただし再選をさまたげない。
 2. 学年委員会の正委員長は、当該学年の学年委員の中から互選により選出し、任期は当該年度（1ヶ年）とする。ただし再選をさまたげない。
 3. 欠員が生じたときは、それぞれの選出母体から補充する。
- 第 4 1 条 学年委員会の任務は、次のとおりとする。
1. 各学年委員長は、学年集会・学年委員会を召集し、会議の議長となる。
 2. 各学年委員は、各学年における会務を遂行する。
 3. その他、この会の運営に必要と認めたこと。

第 1 4 章 規 約 の 改 正

- 第 4 2 条 規約の改正は総会において提案し、出席者の過半数の賛成で成立する。

- 付則 この規約は昭和 49 年 4 月 2 日より実施する。
- 平成 13 年 4 月 13 日 規約の一部を改正し実施する。
- 平成 22 年 5 月 7 日 規約の一部を改正し実施する。
- 平成 24 年 2 月 16 日 規約の一部を改正し実施する。（役員に関する規定の改正）
- 平成 24 年 5 月 2 日 規約の一部を改正し実施する。
(会計に関する規定の改正, 役員会・運営委員会・常任委員会・学年代表委員会・学年委員会等組織に関する規定の改正及び文言の修正)
- 平成 25 年 5 月 7 日 規約の一部を改正し実施する。
(役員・会計監査に関する規定の文言修正, 役員会・常任委員会に関する規定の名称変更ならびに文言修正)
- 平成 26 年 5 月 1 日 規約の一部を改正し、同年4月1日に遡って施工する。
(会計, 役員・会計監査・選考委員会, 役員会, 運営委員会, 常任委員会に関する文言修正, 会計, 役員・会計監査・選考委員会, 役員会, 運営委員会, 常任委員会, 学年委員会に関する規約の改正)
- 令和元年5月9日規約の一部を改正し、実施する。（会費についての文言の追加）
- 令和2年5月29日規約の一部を改正し、実施する。
(書面総会の追加, 学年委員会組織の一部修正)
- 令和5年1月26日規約の一部を改正し、実施する。
(会員の組織, 会計, 常任委員会, 学年委員会に関する規約の改正)

向丘小学校PTA組織図

